

6 総合周産期特定集中治療室

母体や胎児、新生児への特定集中治療に対して、診療報酬上、特定入院料として「総合周産期特定集中治療室管理料」の算定が認められている。算定にあたっては、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」（平 29.3.31 医政地発 0331 第 3）に規定する「総合周産期母子医療センター」または「地域周産期母子医療センター」のいずれかであることが求められる。

表 2-48 総合周産期特定集中治療室管理料に関する構造設備基準

	母体・胎児集中治療室（MFICU）管理料	新生児集中治療室（NICU）管理料
算定単位	一般病棟の治療室	
必要室	専用の母体・胎児集中治療室	専用の新生児特定集中治療室
病室面積	内法 15㎡ / 床以上	内法 7㎡ / 床以上
病床数	3 床以上	6 床以上
必要機器	・救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等） ・心電計（*） ・呼吸循環監視装置（*） ・分娩監視装置 ・超音波診断装置（カラードップラー法による血流測定が可能なものに限り）	・救急蘇生装置（気管内挿管セット） ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・微量輸液装置 ・経皮的酸素分圧監視装置または経皮的動脈血酸素飽和度測定装置 ・酸素濃度測定装置 ・光線治療器
その他	・自家発電装置を有している病院 ・治療室はバイオクリーンルーム	・手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室を設置することが望ましい

* 心電計、呼吸循環監視装置については、当該保険医療機関内に備え、必要な際に迅速に使用でき、緊急の事態に十分対応できる場合においては、常時備えている必要はない

（令 4.3.4 保医発 0304 第 2）

総合周産期特定集中治療室管理料のうち、母体・胎児集中治療室管理料については妊産婦である患者に対して 14 日を限度として、新生児集中治療室管理料については新生児である患者に対して新生児特定集中治療室管理料及び新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して 21 日（出生時体重が 1,500 g 以上で、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあっては 35 日、出生時体重が 1,000 g 未満の新生児にあっては 90 日、出生時体重が 1,000 g 以上 1,500 g 未満の新生児にあっては 60 日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する（平 20 厚労告 59）。

なお、母体・胎児集中治療室は MFICU（Maternal Fetal Intensive Care Unit）、新生児集中治療室は NICU（Neonatal Intensive Care Unit）のことである。

【計画上の留意点】

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターについては、「周産期医療の体制構築に係る指針」（平 29.3.31 医政地発 0331 第 3）に設備や病床数が示されている。

地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）を有するものとされ、小児科等には新生児病室を有し、NICU を設けることが望ましいとされているが、病床数について規定はない。ただし、NICU を備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を有していなくても差し支えないものとされている（p.40 ～ 41 参照）。